あなたの住まいは耐震基準を満たしていますか？

応援します！地震に強い住まいづくり

市では耐震相談会、耐震診断補助、耐震改修補助を行っています。大切な家族の命や財産を守るために、住まいの耐震化について考えてみましょう。

問・申込先　都市計画課宅地建築班　☎（93）５１４８

住宅耐震相談会

市委嘱の相談員が各地区の公共施設や依頼者宅へ出向き、住宅の耐震性について個別の相談に応じます。平成29年度は、次の日程表のとおり実施します。

■日程表

日　程	会　場
5月21日(日)	北部コミュニティセンター
6月11日(日)	中央公民館★
7月23日(日)	中部ふれあいセンター★
9月10日(日)	北部コミュニティセンター★
10月15日(日)	中央公民館
11月19日(日)	中部ふれあいセンター

★…午後は依頼主宅での相談も可

■費用　無料

■申込み
開催月の1日の午前8時30分から電話で予約（1日が土・日曜日のときは、翌開庁日）
※相談会の詳細は、「広報とみさと5月1日号」から、開催月ごとに掲載します。

木造住宅耐震診断費補助事業

自分の住んでいる住宅が地震に対してどのくらいの安全性があるのかを診断し、その経費の一部を補助します。

■対象
次の要件を全て満たす住宅
○昭和56年5月31日以前に木造在来工法により着工されている
○市内に自らが所有し、居住している
○一戸建ての住宅または併用住宅
○地上階数が2以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上

■補助率
経費の3分の2
（上限額8万円）

■受付期間
5月1日（月）～12月25日（月）
※予算額に達した時点で終了します。
※耐震診断業務契約前に申請してください。
耐震改修工事に係る経費の一部を補助します。

木造住宅耐震改修費補助事業

■対象
次の要件を全て満たすもの
▼対象者
○木造住宅を所有し、居住している
○過去に補助金の交付を受けていない
○市税を完納している
▼対象住宅
○昭和56年5月31日以前に木造在来工法により着工されている
○市内に自らが所有し、居住している
○市内の一戸建ての住宅または併用住宅
○地上階数が2以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上

■補助率
経費の3分の1
（上限額50万円）

■受付期間
5月1日（月）～10月31日（火）
※予算額に達した時点で終了します。
※耐震改修業務契約前に申請してください。

住宅リフォーム補助事業

住宅環境の整備と市内産業の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事に係る経費の一部を補助します。

■対象
次の要件を全て満たすもの
▼対象者
○市に住民登録し、個人住宅または併用住宅を自ら所有し、居住している
○建築後、1年以上経過している
○市税を完納している
▼補助対象工事
○市内に本店を有する法人、または住所のある個人事業主が行うリフォーム工事で、工事費が20万円（消費税を除く）以上であるもの
○住宅の床面積を増加させずに住宅機能の維持・向上のために行う修繕、改築、模様替え工事であるもの

■補助金額
経費の10分の1
（上限額10万円）
※併用住宅は、個人住宅部分が補助対象

■受付期間
5月1日（月）～11月30日（木）
※予算額に達した時点で終了します。
※リフォーム工事契約前に申請してください。

■その他
○補助は、一住宅につき1回限りです。
○施工箇所が重複しなければ、木造住宅耐震改修費補助金との併用も可能です。

問・申込先　都市計画課宅地建築班　☎（93）５１４８

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として実施されます。

■対象
平成28年1月1日現在で、次の条件を満たす人
○市に住民登録がある
○前回実施した平成28年度臨時福祉給付金を受給した
○平成28年度の住民税（均等割）が課税されていない
※平成27年1～12月が算定基準です。
※本人が課税されていない場合でも、課税されている人に扶養されている場合は、支給対象外です。

■支給額
1人につき1万5千円

■申請方法
支給対象と思われる人に、市から申請書を3月10日（金）に発送しましたので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
※平成28年1月1日時点で富里市に住民登録がない人は前住所地から入手してください。

▼申請期間
6月14日（水）まで
※土・日曜日、祝日を除く

▼提出書類
○申請書　○本人確認書類
○口座を確認できる書類

▼申請場所（郵送申請以外）
○すこやかセンター2階会議室3
○日吉台出張所

（申請書の受け取りのみ）
臨時福祉給付金専用ダイヤル
☎（93）１１８８
FAX（93）２２１５

すいかの里生産支援奨励金

市の特産品で大切な地域資源でもある「すいか」栽培の促進と、生産者の減少の抑制を図り、富里すいかの産地維持を目的に、次の対象者へ奨励金を交付します。

■対象　すいか栽培をしていて、次の要件を全て満たす生産者または生産者の委任を受けた出荷組合
○市内在住で市内の畑で栽培している　○販売・出荷を目的に栽培している
○生産履歴の記帳を実施している　○栽培面積を維持する意欲がある

■対象作型
半促成栽培または普通栽培で、おおむね５～８月に出荷されるもの

■助成額
１アール当たり１，０００円（10アールを超えた部分から適用）

■交付時期　対象作型の出荷・販売終了後

■申込み　４月21日（金）までに、農政課で配布している申請書と提出書類（※）を窓口に提出
※提出書類は、申請書配布時に説明します。

問・申込先　農政課農政畜産班　☎（93）４９４３

補助金申請書の書き方

事業内容を分かりやすく理解してもらうための書き方のコツや、伝わるポイントなど、詳しくお話いただきます。講義の後に個別相談にも応じます。

■日時　４月12日（水）午後１時～３時
※都合の悪い人は、４月15日（土）に個別対応が可能ですので問い合わせてください。

■場所　市民活動サポートセンター（すこやかセンター内）

■講師　牧野昌子さん（ちば市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事）

■費用　無料　**■定員**　30人

■申込み　４月10日（月）までに電話、ＦＡＸ、電子メールにて
※ＦＡＸ・電子メールは次の項目を明記して送信し、送信した旨を電話で連絡してください。
○氏名　○住所　○電話番号　○団体名（所属先がある場合のみ）

問・申込先　とみさと市民活動サポートセンター
☎／FAX（93）４１２３　✉tomisapo@bz04.plala.or.jp